

祝日法第3条第3項の意味？

JJ1SXA/池

ご存知のことと思いますが、祝日法(国民の祝日に関する法律)の第1条には、「国民の祝日」の意義付けが書かれており、第2条で祝日の日付と、祝日とする内容が書かれています。

何月何日と決められた日ばかりで無く、第2月曜日だったり、春分日・秋分日で表されていたりで、カレンダーを見ないとわかりにくい状態です。

問題は、第3条です、第1項は、「国民の祝日」は休日とするということですし、第2項は祝日が日曜日の場合の振り替え休日の定めで、ここまでは、誰でも知っていることだと思います、ところが、第3項の意味が良くわかりません。

第3項には、…その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする…となっています。

単純に解釈すると、連休とならない平日に「国民の祝日」があると、3連休となると読めるのですが…実施されているのでしょうか？

この項は…第三項中「日曜日にあたる日及び前項に規定する休日にあたる日を除く。」を「「国民の祝日」でない日に限る。」に改める。平成十八年一月一日から施行する。…という改正があったのですが、それ以降に法改正があつて、この項は無くなったのでしょうか？

今年の4月29日は、「昭和の日」で祝日ですが、第3項を当てはめて見ると、その前日が「国民の祝日」である30日、翌日が「国民の祝日」である28日は「国民の祝日」でない日なので、休日とするということになると思うのですが、28日と30日は全国的に休日となったのでしょうか？

勿論、企業ごとに都合で休日にするところは多かったようですが、都合で休日になったのと正式に休日だというのは、大いに意味が違うと思うのですが…

この「4月29日」の休日の名前も、「天皇誕生日」から昭和天皇の崩御に伴い「みどりの日」となり、平成19年1月1日から「昭和の日」と改称されています。

「みどりの日」は5月4日になりましたし、「春分の日」は「春分日」、「秋分の日」は「秋分日」を採用するとされていますが、「春分日」「秋分日」というのは天文学上の呼び名で、次のように定義されています。

太陽は星々の間を移動していて、その通り道を「黄道」、地球の赤道を天にまで延長したものを「天の赤道」といい、黄道と天の赤道は、お互いが傾いているために2点で交わり、その交点のうち的一方を「春分点」、もう一方を「秋分点」と呼ぶそうです。

なお、祝日としての「春分の日」「秋分の日」は、前年の2月1日に、「春分の日」「秋分の日」の日付が書かれた「暦要項(れきようこう)」が官報に掲載されることによって、正式決定となります。

太陽の運行状況が変わらなると仮定すれば、何年も先まで計算できるそうですが、運行状況が変わらなるとは限りませんので、あくまでも正式な日は、前年の2月1日に発表されるものです。

今年も2月2日に「平成22(2010)年暦要項」が発表されました。

暦要項には国立天文台で計算した翌年の暦(国民の祝日、日曜表、二十四節気および雑節、朔弦望、東京の日出入、日食および月食)が掲載されています。

平成22年の国民の祝日は以下のとおりですということで、「元日・・・1月1日」「成人の日・・・1月11日」と続き、最後の「天皇誕生日・・・12月23日」の後に、「なお、3月22日は「休日」となります。」ということで、「春分の日・・・3月21日」の振替休日のことも書いてあります。

振替休日のことは書いてあるが、矢張り、第3条第3項の休日のことは書いてありません、法改正があって削除されたと解釈したほうが良さそうです、サラリーマン諸君には残念なことでしょう？

その他の内容を抜粋すると、・・・平成22年には日食が2回、月食が3回あり、1月1日は部分月食、全国で見ることができますが、食分は最大0.082と僅かに欠けるだけ、1月15日は金環日食、西日本で欠けたまま沈んでいく太陽を眺めることができます。また、6月26日は部分月食、全国で見ることができますが、南西諸島・九州・中国・四国地方の一部および北海道の一部では食が始まってから月の出となります。

7月12日は皆既日食ですが、日本では見ることはできませんし、12月21日は皆既月食、ほぼ全国で欠けたまま昇ってくる月を眺めることができますが、西日本では皆既食が始まってから、石垣島周辺では皆既食が終わってから月の出となります。

平成22年には2月に満月が無く、代わりに1月と3月には共に2回の満月があります(前回は平成3(1991)年、次回は平成30(2018)年、いずれも中央標準時)。

1カ月の間に2回の満月があるとき2回目の満月をブルームーンと呼ぶことができますが、これは米国の雑誌SKY & TELESCOPEの記事で広まった誤解がもとになっているのだそうです。

暦計算室では、国際的に採用されている基準暦に基づいて、太陽・月・惑星の視位置をはじめ諸暦象事項を計算し、「暦書」として「暦象年表」を発行しています。ここから主要な項目を抜粋したものが「暦要項」です。

昭和29(1954)年6月1日の官報に翌昭和30(1955)年の暦要項を掲載したのが最初で、昭和39(1964)年の暦要項からは現在のように前年2月の最初の官報に掲載するようになりました。…以上、国立天文台の資料からです。

240のHPにインターネット版「官報」へのリンクを張ってありますが、こまめに見ないと、約2週間くらいで見られなくなります。(昭和22年5月3日から当日発行分までインターネットで検索できる、有料のサービスもありますが…)